

防人給（事）第134号

30.3.30

一部改正 防人給（事）第142号

令和3年6月8日

統合幕僚長 殿
海上幕僚長

事務次官
(公印省略)

防衛省職員給与施行細則第27条の10第1項第3号及び第5号に規定する防衛大臣が別に指定する者について（通達）

標記について、下記のとおり指定され、平成30年4月1日から適用することとされたので通達する。

記

防衛省職員給与施行細則（昭和30年防衛庁訓令第52号）第27条の10第1項第3号及び第5号に規定する防衛大臣が別に指定する者は、第151連合任務群司令部へ派遣された隊員とする。